

医政発0729第2号

平成28年7月29日

公益社団法人 日本助産師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知願います。



医政発0729第1号
平成28年7月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、医師国家試験受験資格認定申請者等の負担軽減及び書類の簡素化を図るため、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成17年3月24日付け医政発第0324007号本職通知。以下「局長通知」という。)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正の趣旨及び内容について御理解の上、貴管内の保健所設置市、特別区、関係団体等に周知方願いたい。

記

1 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

2 施行期日

平成28年7月29日

ただし、別紙新旧対照表のうち、「看護師国家試験受験資格認定」、「保健師国家試験受験資格認定」及び「助産師国家試験受験資格認定」については、平成29年4月1日から施行する。

なお、施行期日時点で既に行われた申請については、改正後の局長通知を適用する。

(別紙)「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(別添)</p> <p>医師国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p>	<p>(別添)</p> <p>医師国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p>
<p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) 書類審査</p> <p>審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。</p> <p>①から⑥までの項目を満たすことを要する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 必要書類</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) 書類審査</p> <p>審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。</p> <p>①から⑦までの項目を満たすことを要する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 専門科目の成績 良好であること</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 必要書類</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医師国家試験受験資格認定申請理由書</p> <p>(3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から、医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)</p>

(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ	(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)	
② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)	
③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)	
④ 旅券(外国籍の者に限る。)	
(4)～(7) (略)	
(8) 卒業した外国医学校で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類	
(9) (略)	
(10) (1)から(9)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類	
① (略)	
② 医師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋(外国で医師免許を取得した者に限る。)	
③ 卒業した外国医学校の概要を明らかにしたパンフレットその他の書類	

<p>* 作成上の注意</p> <p>1 (略)</p> <p>2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、(10)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>3 (6)～(8)及び(10)の①については、公的な機関（当該国の大 使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本 語訳両方を、公的な機関（当該国の大 使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (6)～(9)については、各原本を持参すること。（原本は照合後 に返還する）</p> <p>5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本 語訳を添付すること。</p> <p>3 (7)～(10)並びに(13)の①及び②については、提出書類と日本 語訳両方を、公的な機関（当該国の大 使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (7)～(9)及び(12)については、各原本を持参すること。（原本 は照合後に返還する）</p> <p>5 (略)</p>	<p>医師国家試験予備試験受験資格認定</p>
		(略)
		1・2 (略)
		3 認定基準
		下記の(1)から(9)までの認定基準を満たした者に対し医師國家 試験予備試験受験資格認定を行う。
		(1)～(3) (略) (削除) (4) 専門科目の成績 良好であること (5)～(8) (略) (略) 4 必要書類 医師国家試験受験資格認定の「4 必要書類」と同様。 ただし、(6)及び(10)の②については、外国で医師免許を取得した者 者のみ提出すること。

<p>歯科医師国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) 書類審査</p> <p>審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。</p> <p>①から⑤までの項目を満たすことを要する。</p> <p>①・② (略) (削除)</p> <p>③～⑤ (略) (2)・(3) (略)</p> <p>4 必要書類 (略)</p> <p>(1) (略) (削除)</p> <p>(2) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校からを、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来るだけ詳細に記載すること。)</p> <p>(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ</p> <p>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に</p>	<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>(1) 書類審査</p> <p>審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の歯科医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。</p> <p>①から⑦までの項目を満たすことを要する。</p> <p>①・② (略) ③ 専門科目の成績 良好であること ④～⑥ (略) ②・③ (略)</p> <p>4 必要書類 (略)</p> <p>(1) (略) (2) 歯科医師国家試験受験資格認定申請理由書</p> <p>(3) 履歴書(学歴については、日本の小学校に相当する学校から歯科医学校卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についても出来ただけ詳細に記載すること。)</p> <p>(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録</p>
---	---

<p>規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</p> <p>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国籍ととの平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)</p>	<p>証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p> <p>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</p> <p>(4)～(7) (略) (削除)</p> <p>(8) 卒業した外国歯科医学校で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類 (削除)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (1)から(9)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類</p> <p>(11) 外国で歯科医師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (1)から(12)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類</p> <p>① (略) ② 卒業した歯科医学校の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</p> <p>③ 卒業した外国歯科医学校のパンフレット その他の書類</p>	<p>* 作成上の注意</p> <p>1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、(10)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。</p>
--	--	---

<p>3 (6)～(8)及び(10)の①については、公的な機関（当該国的大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (6)～(9)については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p>5 （略）</p>	<p>3 (7)～(10)及び(11)に(13)の①及び②については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (7)～(9)及び(12)については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p>5 （略）</p>
<p>歯科医師国家試験予備試験受験資格認定</p> <p>（略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（4）～（7） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 必要書類</p> <p>歯科医師国家試験受験資格認定の「4 必要書類」と同様。ただし、(6)及び(10)の②については、外国で歯科医師免許を取得した者のみ提出すること。</p>	<p>歯科医師国家試験予備試験受験資格認定</p> <p>（略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し歯科医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 専門科目の成績 良好であること (5)～(7) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 必要書類</p> <p>歯科医師国家試験受験資格認定の「4 必要書類」と同様。ただし、(7)及び(11)については、外国で歯科医師免許を取得した者のみ提出すること。</p>
<p>看護師国家試験受験資格認定</p> <p>（略）</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>看護師国家試験受験資格認定</p> <p>（略）</p> <p>1～3 （略）</p>

4 必要書類	<p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①から④までの書類のうち、いざれか一つ</p> <p>① <u>住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等))が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</u></p> <p>② <u>在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</u></p> <p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p> <p>④ <u>旅券(外国籍の者に限る。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書</p> <p>(8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)</p> <p>(9) (略)</p>
	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①から④までの書類のうち、いざれか一つ</p> <p>① <u>住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等))が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</u></p> <p>② <u>在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</u></p> <p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p> <p>④ <u>旅券(外国籍の者に限る。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書</p> <p>(8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)</p> <p>(9) (略)</p>

		(10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
		(11) 外国で看護師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
		(12) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット(卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)
		(13) (略)
		(新設)
	(8) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレットその他の書類 (卒業した看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)	(9) (略)
	(10) (1)から(9)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類	(1) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 (2) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書 (3) 看護師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋
		* 作成上の注意
		1 (略)
		2 (1)、(3)及び(10)の②は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
		・(略)
		・(略)
		・(略)
		3 (9)は日本語で記載すること。
		4 (10)は卒業当時の状況を記載すること。
		5 (略)
		6 (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関(当該国の大蔵館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出する
(削除)		
(削除)		

<p>証明を併せて提出すること。</p> <p><u>5</u> (4)及び(9)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する。)</p> <p><u>6</u> (略) (削除)</p>	<p>7 (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する。)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。</p>
<p>保健師国家試験受験資格認定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 必要書類 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ</p> <p>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</p> <p>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p> <p>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p>	

	(5) (略) (削除)	(6) (略) (7) 卒業した外国保健師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
	(6) 卒業した外国保健師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容には講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)	(8) 卒業した外國保健師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容には講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)
	(7) (略) (削除)	(9) (略) (10) 卒業した外國保健師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)
	(8) (削除)	(11) 外国で保健師免許を取得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋
	(9) (略)	(12) 卒業した外國保健師学校養成所のパンフレット(卒業した保健師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)
	(10) (1)から(9)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類	(13) (略) (新設)
		① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 ② 卒業した外國保健師学校養成所の施設現況書 ③ 保健師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋
	* 作成上の注意	
	1 (略)	1 (略)
	2 (1)、(3)及び(10)の②は、所定の様式によること。なお、(1)の	2 (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。

<p>所定の様式は、以下の記載内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>3 (略)</u> <u>4 (4)～(6)、(8)及び(10)の①～③については、公的な機関（当該国の大 使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</u> <u>5 (4)、(5)及び(9)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する。)</u> <u>6 (略)</u> 	<p>式は、以下の記載内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>3 (9)は日本語で記載すること。</u> <u>4 (10)は卒業当時の状況を記載すること。</u> <u>5 (略)</u> <u>6 (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関（当該国の大 使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</u> <u>7 (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する。)</u> <u>8 (略)</u> <u>9 (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。</u> 	<p>助産師国家試験受験資格認定</p> <p>（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 必要書類</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ</p> <p>① 住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カードとみなされる登録</p>
---	--	--	--

	<p>規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</p> <p>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国籍ととの平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)</p>	<p>証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p>
	<p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p> <p>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 卒業した外国助産師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書</p>
	<p>(6) 卒業した外国助産師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるよう記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</p> <p>(11) 外国で助産師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋</p>	<p>(8) 卒業した外国助産師学校養成所のパンフレットその他の書類(卒業した助産師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明のあるものに限る。)</p>

		(9) (略) (10) (1)から(9)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類	(13) (略) (新設)
		① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 ② 卒業した外国助産師学校養成所の施設現況書 ③ 助産師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋	
		* 作成上の注意	
	1 (略)	2 (1)、(3)及び(10)の②は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。	1 (略) 2 (1)、(3)、(10)は、所定の様式によること。なお、(1)の所定の様式は、以下の記載内容を含む。
	・(略)	・(略)	・(略)
	・(略)	・(略)	・(略)
	・(略)	・(略)	・(略)
	(削除)	(削除)	3 (9)は日本語で記載すること。
	(削除)	(削除)	4 (10)は卒業当時の状況を記載すること。
	3 (略)	5 (略)	5 (略)
	4 (4)～(6)、(8)及び(10)の①～③については、公的な機関(当該国の大天使館、領事館、外務省等)において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	6 (4)～(8)及び(10)～(12)については、提出書類と日本語訳の両方を、公的な機関(当該国の大天使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	
	5 (4)、(5)及び(9)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する。)	7 (4)～(7)及び(13)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する。)	
	6 (略) (削除)	8 (略)	
	9 (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。	9 (10)については、他の書類により相当する内容を証明できる場合、省略可能である。	

診療放射線技師国家試験受験資格認定		診療放射線技師国家試験受験資格認定
(略)	1・2 (略)	(略)
3 認定基準	下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し診療放射線技師国家試験受験資格認定を行う。	3 認定基準 下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し診療放射線技師国家試験受験資格認定を行う。
(1)・(2) (略) (削除)	(1)・(2)	(1)・(2)
(3)～(5) (略) 4 必要書類 (削除)	(3) 専門科目の成績 良好であること (4)～(6) (略) 4 必要書類 (略)	(3) 専門科目の成績 良好であること (2) 診療放射線技師国家試験受験資格認定申請理由書 (1) (略) (2) 診療放射線技師国家試験受験資格認定申請理由書 (3) (略) (4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
(1) (略) (2) (略) (3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ	① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。) ② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。) ③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)	

<p><u>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</u></p> <p><u>(4) (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(5) (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(6) (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(7) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類</u></p>	<p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 写真(3枚:申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書</u></p> <p><u>(11) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類</u></p> <p><u>(12) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</u></p> <p><u>(13) 外国で診療放射線技師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</u></p> <p><u>(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書</u></p> <p><u>(15) 卒業した外国診療放射線技師学校養成所のパンフレット</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u></p> <p><u>② 診療放射線技師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋(外国で診療放射線技師免許を取得した者に限る。)</u></p> <p><u>③ 卒業した外国診療放射線技師学校養成所の概要を明らかにしたパンフレットその他の書類</u></p>
<p>* 作成上の注意 1 (略)</p>	

<p>2 添付書類のうち外國語で記載しているものは、(9)③を除き、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>3 (5)～(7)については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (5)～(8)については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 添付書類のうち外國語で記載しているものは、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</p> <p>4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）</p> <p>5 (略)</p>
<p>歯科衛生士国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し歯科衛生士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)・(2) (略) <u>(削除)</u></p> <p>(3) 専門科目の成績 良好であること (4)～(6) (略)</p> <p>4 必要書類 (略)</p> <p>(1) (略) (2) 歯科衛生士国家試験受験資格認定申請理由書 (3) (略) (4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出</p> <p>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されてお</p>	<p>歯科衛生士国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し歯科衛生士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専門科目の成績 良好であること (4)～(6) (略)</p> <p>4 必要書類 (略)</p> <p>(1) (略) (2) 歯科衛生士国家試験受験資格認定申請理由書 (3) (略) (4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出</p> <p>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されてお</p>

<p>り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</p> <p>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)</p>	<p>入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p>
<p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p> <p>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 写真(3枚;申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</p>
<p>(4) (略) (削除)</p> <p>(5) (略) (削除)</p> <p>(6) (略) (削除)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書</p>
<p>(7) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類 (削除)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(11) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類</p> <p>(12) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</p> <p>(13) 外国で歯科衛生士免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書</p> <p>(15) 卒業した外国歯科衛生士学校養成所のパンフレット</p> <p>(16) (略)</p>

<p>(9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>がある書類</u></p> <p>① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p> <p>② 歯科衛生士免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋 (<u>外国で歯科衛生士免許を取得した者に限る。</u>)</p> <p>③ 卒業した外国歯科衛生士学校養成所の概要を明らかにしたパンフレットその他の書類</p>	<p>* 作成上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。 3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参するに返還する 5 (略)
<p>歯科技工士国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し歯科技工士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専門科目の成績 (削除)</p>	<p>歯科技工士国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し歯科技工士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専門科目の成績 (削除)</p>

		<u>良好であること</u>
(3)～(5) (略)	(4)～(6) (略)	
4 必要書類	4 必要書類	
(削除)	(略)	
(1) 歯科技工士国家試験受験資格認定願	(1) 歯科技工士学校国家試験受験資格認定願	
(削除)	(略)	
(2) (略)	(2) 歯科技工士学校国家試験受験資格認定申請理由書	
(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ	(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ	
① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)	① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)	
② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)	② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)	
③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)	③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)	
④ 旅券(外国籍の者に限る。)	④ 旅券(外国籍の者に限る。)	
(4) (略)	(5) (略)	
(削除)	(6) 写真(3枚; 申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)	
(5) (略)	(7) (略)	
(削除)	(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書	
(6) (略)	(9) (略)	
(削除)	(10) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の曆年学業成績書の写し又は曆年学業成績証明書	

(7) 卒業した外国歯科技工士学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類 (削除)	(11) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類 (12) 卒業した外国歯科技工士学校養成所の施設現況書(卒業當時のものとし、所定の様式によること。) (13) 外国で歯科技工士免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋 (削除) (削除) (8) (略) (9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類	(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書 (15) 卒業した外国歯科技工士学校養成所のパンフレット (16) (略) (新設)
		* 作成上の注意 1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、(9)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。 3 (5)～(7)については、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 4 (5)～(8)については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する) 5 (略)

臨床検査技師国家試験受験資格認定

1・2 (略)
3 認定基準

下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し臨床検査技師国家試験受験資格認定を行う。

(1)・(2) (略)
(削除)

(3)～(5) (略)
4 必要書類

(略)

(1) (略)
(削除)

(2) (略)

(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ
① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)
② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)
③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)
④ 旅券(外国籍の者に限る。)

臨床検査技師国家試験受験資格認定

(略)

1・2 (略)
3 認定基準

下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し臨床検査技師国家試験受験資格認定を行う。

(1)・(2) (略)
(3) 専門科目の成績

良好であること

(4)～(6) (略)
4 必要書類

(略)

(1) (略)
(2) 臨床検査技師国家試験受験資格認定申請理由書

(3) (略)

(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)

(4) (略) <u>(削除)</u>	(5) (略) <u>(6) 写真(3枚;申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の曆年学業成績書の写し又は曆年学業成績証明書</u> <u>(11) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類</u> <u>(12) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)</u> <u>(13) 外国で臨床検査技師免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</u> <u>(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書</u> <u>(15) 卒業した外国臨床検査技師学校のパンフレット</u> <u>(16) (略)</u> <u>(新設)</u>
(7) 卒業した外国臨床検査技師学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類 <u>(削除)</u>	
(8) (略) <u>(削除)</u>	
(9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類	
	① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 ② 臨床検査技師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋(外国で臨床検査技師免許を取得した者に限る。) ③ 卒業した外国臨床検査技師学校養成所の概要を明らかにしたパンフレットその他の書類
	* 作成上の注意 1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本

き、すべて日本語訳を添付すること。	3 (5)～(7)については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が 真実である旨 の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、 公的な機関 （当該国の大使館、領事館、外務省等）において 真実である旨 の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4 (5)～(8)については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）	4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。 5 (略)	4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。 5 (略)
理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定		
(略)		
1・2 (略)	1・2 (略)	
3 認定基準	3 認定基準	以下の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定を行う。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(削除)	(3) 専門科目の成績 <u>良好であること</u>	(3) 専門科目の成績 <u>良好であること</u>
(3)～(5) (略)	(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
4 必要書類	4 必要書類	4 必要書類
(略)	(略)	(略)
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(削除)	(2) 理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定申請理由書	(2) 理学療法士（作業療法士）国家試験受験資格認定申請理由書
(2) (略)	(3) (略)	(3) (略)
(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ	(4) 住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出	(4) 住民票若しくは在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出
① 住民票（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されてお		

り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)

(2) 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)

(3) 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)

(4) 旅券(外国籍の者に限る。)

(4) (略)
(削除)

(5) (略)
(削除)

(6) (略)
(削除)

(7) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類
(削除)

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) (略)

(10) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の歴年学業成績書の写し又は歴年学業成績証明書

(11) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(13) 外国で理学療法士(作業療法士)免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設のパンフレット

入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)

(5) (略)

(6) 写真(3枚;申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)

(7) (略)

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) (略)

(10) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の歴年学業成績書の写し又は歴年学業成績証明書

(11) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の教科課程及び時間数を明らかにした書類

(12) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の施設現況書(卒業当時のものとし、所定の様式によること。)

(13) 外国で理学療法士(作業療法士)免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋

(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書

(15) 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設のパンフレット

	(8) (略)	(16) (略) (新設)
(9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合 がある書類		
① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 ② 理学療法士(作業療法士)免許取得に関する根拠法令の関 係条文の抜粋(外国で理学療法士(作業療法士)免許を取得 した者に限る。) ③ 卒業した外国理学療法士(作業療法士)学校養成施設の概 要を明らかにしたパンフレットその他の書類		
* 作成上の注意		
1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、(9)の③を除 き、すべて日本語訳を添付すること。 3 (5)～(7)については、公的な機関(当該国の大使館、領事館、 外務省等)において、提出書類及びその日本語訳両方の記載 が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出するこ と。 4 (5)～(8)については、各原本を持参すること。(原本は照合後 に返還する) 5 (略)	1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本 語訳を添付すること。 3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機 関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である 旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。 4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参するこ と。(原本は照合後に返還する) 5 (略)	1 (略) 2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本 語訳を添付すること。 3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機 関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である 旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
	視能訓練士国家試験受験資格認定 (略) 1・2 (略) 3 認定基準	下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し視能訓練 士国家試験受験資格認定を行う。

	(1)・(2) (略) <u>(削除)</u> (3)～(5) (略) 4 必要書類 <u>(削除)</u> (1) (略) (2) (略) (3) 次の①から④までの書類のうち、いざれか一つ	(1)・(2) (略) (3) 専門科目の成績 <u>良好であること</u> (4)～(6) (略) 4 必要書類 <u>(削除)</u> (1) (略) (2) 視能訓練士国家試験受験資格認定申請理由書 (3) (略) (4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録 証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を 有する者に限る)。</u>
	<u>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されてお り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に 規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</u>	<u>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されてお り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に 規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</u>
	<u>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平 和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に 関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を 含む。)</u>	<u>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平 和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に 関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を 含む。)</u>
	<u>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</u>	<u>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</u>
	<u>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</u>	<u>④ 旅券(外国籍の者に限る。)</u>
	(4) (略) <u>(削除)</u> (5) (略) (6) 写真(3枚; 申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cm のもの。)	(4) (略) (5) (略) (6) 写真(3枚; 申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cm のもの。)
	(7) (略) (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 (9) (略)	(7) (略) (8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書 (9) (略)

	(削除)	
(7) 卒業した外國視能訓練士学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類	(削除)	
(8) (略)	(削除)	
(9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類		* 作成上の注意
		1 (略)
		2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
		3 (7)～(12)については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
		4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。

	に返還する)	と。(原本は照合後に返還する)
5 (略)	5 (略)	5 (略)
	臨床工学技士国家試験受験資格認定	臨床工学技士国家試験受験資格認定
	(略)	(略)
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
3 認定基準	3 認定基準	3 認定基準
下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し臨床工学技士国家試験受験資格認定を行う。	下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し臨床工学技士国家試験受験資格認定を行う。	下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し臨床工学技士国家試験受験資格認定を行う。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(削除)	(削除)	(削除)
4 必要書類	4 必要書類	4 必要書類
(略)	(略)	(略)
(3)～(5) (略)	(3)～(6) (略)	(3)～(6) (略)
(削除)	(削除)	(削除)
4 必要書類	4 必要書類	4 必要書類
(略)	(略)	(略)
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
(3) 次の①から④までの書類のうち、いづれか一つ	(3) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。	(3) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 76 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)	② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を	① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)

舍七。)

③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)

④ 旅券(外国籍の者に限る。)

（略）

(余肖)

(略)

(卷三)

(略)

(余
崇)

(7) 卒業した外国臨床工学技士学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明記かいに一書類

(卷二)

(尙除)

卷之三

(略)

二、先方に心地い風田を示す場合

卷之三

○ 外国における真格試験の言格証書の写し又は言格証明書

臨床工字接合と免許取扱法の関係

③ 筑業！ 外國臨床工学修士学修成績の概要を明にかに

* 作成上の注意		* 作成上の注意	
1 (略)	1 (略)	2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、(9)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。	2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、(9)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。	3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
3 (5)～(7)については、公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において、提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	4 (5)～(8)については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)	4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する)	4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。 (原本は照合後に返還する)
5 (略)	5 (略)	5 (略)	5 (略)
義肢装具士国家試験受験資格認定		義肢装具士国家試験受験資格認定	
1 (略)	1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
3 認定基準	3 認定基準	3 認定基準	3 認定基準
下記の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。	下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。	下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。	下記の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(削除)	(削除)	(3) 専門科目の成績	(3) 専門科目の成績
		良好であること	良好であること
(3)～(5) (略)	(4)～(6) (略)	4 必要書類	4 必要書類
(略)	(略)	(1) (略)	(1) (略)
(1) (略)	(2) 義肢装具士国家試験受験資格認定申請理由書	(2) 義肢装具士国家試験受験資格認定申請理由書	(2) 義肢装具士国家試験受験資格認定申請理由書
(削除)	(3) (略)	(3) (略)	(3) (略)
(2) (略)			

(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ	(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。
① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)	
② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)	
③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)	
④ 旅券(外国籍の者に限る。)	
④ (削除)	
⑤ (略)	
⑥ (削除)	
⑦ 卒業した外国義肢装具士学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類	
⑧ (削除)	
⑨ (略)	
⑩ 卒業した外国義肢装具士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書	
⑪ 卒業した外国義肢装具士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類	
⑫ 卒業した外国義肢装具士学校免許を所得した者によること。	
⑬ 外国で義肢装具士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋	
⑭ 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書	

	(削除)	(15) 卒業した外国義肢装具土学校養成所のパンフレット (16) (略) (新設)
	(8) (略)	
	(9) (1)から(8)までの書類の他に、必要に応じて提出を求める場合 がある書類	<p>① 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</p> <p>② 義肢装具士免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋 (<u>外国で義肢装具士免許を取得した者に限る。</u>)</p> <p>③ 卒業した外国義肢装具土学校養成所の概要を明らかにした パンフレットその他の書類</p>
	* 作成上の注意	<p>1 (略)</p> <p>2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、<u>(9)の③を除き</u>、すべて日本語訳を添付すること。</p> <p>3 <u>(5)～(7)</u>については、<u>公的な機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)</u>において、<u>提出書類及びその日本語訳両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。</u></p> <p>4 <u>(5)～(8)</u>については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する) 5 (略)</p>
		救命士国家試験受験資格認定
		(略)
		1・2 (略)
		3 認定基準
		以下の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し救命士国家試験受験資格認定を行う。

	(1)・(2) (略) <u>(削除)</u> <u>4 必要書類</u> (1) (略) <u>(削除)</u> (2) (略) (3) 次の①から④までの書類のうち、いざれか一つ ① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。) ② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。 ③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。) ④ 旅券(外国籍の者に限る。) (4) (略) <u>(削除)</u> (5) (略) <u>(削除)</u> (6) (略) <u>(削除)</u> (7) (略) <u>(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) 卒業した外国救命士学校養成所の履年学業成績書の</u>
	(1)・(2) (略) <u>(3) 専門科目の成績</u> <u>良好であること</u> <u>(4)～(6) (略)</u> <u>4 必要書類</u> (1) (略) <u>(2) 救急救命士国家試験受験資格認定申請理由書</u> (3) (略) (4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。

	(7) 卒業した外国救急救命士学校養成所で履修した教科課程及び時間数を明らかにした書類 (削除)	(11) 卒業した外国救急救命士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類
	(12) 卒業した外国救急救命士学校養成所の施設現況書(卒業時のものとし、所定の様式によること。)	(12) 卒業した外国救急救命士学校養成所の施設現況書(卒業時のものとし、所定の様式によること。)
	(13) 外国で救急救命士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋	(13) 外国で救急救命士学校免許を所得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋
	(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書	(14) 日本の病院等で研修している者の場合はその証明書
	(15) 卒業した外国救急救命士学校養成所のパンフレット	(15) 卒業した外国救急救命士学校養成所のパンフレット
	(16) (略)	(16) (略)
	(新設)	(新設)
		* 作成上の注意
		1 (略)
		2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
		3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関(当該国の大蔵館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
		4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。 と。(原本は照合後に返還する)

<p>5 (略)</p> <p>言語聴覚士国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>以下の(1)から(5)までの認定基準を満たした者に対し言語聴覚士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 必要書類</p> <p>(1) 言語聴覚士国家試験受験資格認定願 (削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次の①から④までの書類のうち、いずれか一つ</p> <p>① 住民票(本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)</p> <p>② 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p> <p>③ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)</p>	<p>5 (略)</p> <p>言語聴覚士国家試験受験資格認定</p> <p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 認定基準</p> <p>以下の(1)から(6)までの認定基準を満たした者に対し言語聴覚士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 専門科目の成績</p> <p>良好であること</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 必要書類</p> <p>(1) 言語聴覚士学校国家試験受験資格認定願</p> <p>(2) 言語聴覚士学校国家試験受験資格認定申請理由書</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 住民票若しくは在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)又は、戸籍抄本若しくは戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る)。</p>
---	--

<p>(4) 旅券(外国籍の者に限る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>写真(3枚;申請前6か月以内に脱帽正面で撮影した6×4cmのもの。)</u></p>
	<p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>卒業した外国言語聴覚士学校養成所の暦年学業成績書の写し又は暦年学業成績証明書</u></p>
	<p>(11) <u>卒業した外国言語聴覚士学校養成所の教科課程及び時間数を明らかにした書類</u></p>
	<p>(12) <u>卒業した外国言語聴覚士学校養成所の施設現況書(卒業當時のものとし、所定の様式によること。)</u></p>
	<p>(13) <u>外国で言語聴覚士学校免許を所得した者にあつてはその根拠法令の関係条文の抜粋</u></p>
	<p>(14) <u>日本の病院等で研修している者の場合はその証明書</u></p>
	<p>(15) <u>卒業した外国言語聴覚士学校養成所のパンフレット</u></p>
	<p>(16) (略)</p>
	<p><u>(新設)</u></p>
	<p>(7) <u>卒業した外国言語聴覚士学校養成所の他に、必要に応じて提出を求める場合がある書類</u></p>
	<p>① <u>外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書</u></p> <p>② <u>言語聴覚士免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋</u> (<u>外国で言語聴覚士免許を取得した者に限る。</u>)</p> <p>③ <u>卒業した外国言語聴覚士学校養成所の概要を明らかにしたパンフレットその他の書類</u></p>
<p>* 作成上の注意</p>	
<p>1 (略)</p>	

2 添付書類のうち外國語で記載しているものは、(9)の③を除き、すべて日本語訳を添付すること。	2 添付書類のうち外國語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3 (5)～(7)については、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において、提出書類及びその日本語訳(両方の記載が真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。	3 (7)～(12)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
4 (5)～(8)については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）	4 (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する）
5 (略)	5 (略)

